日光市ブランドロゴマーク使用取扱要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、日光市ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

　（権利の帰属）

第２条　ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

　（使用基準）

第３条　ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときに使用することができる。

(１)　市、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会又は議会が使用するとき。

(２)　市が主催又は共催する事業において使用するとき。

(３)　市が協賛又は後援する事業で、その使用が適当であると認められるとき。

(４) 市のＰＲ等、ブランディングの推進上有益であると認められるとき。

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

２　ロゴマークを営利・販売目的で使用しようとする者は、あらかじめ市と協議するものとする。

（使用禁止）

第４条　ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できないものとする。

　(１)　市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

　(２)　自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

(３)　特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

(４)　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(５)　別に定めるデザインマニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

(６)　前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不適当と市長が認めたとき。

　（使用届）

第５条　第３条第１項第２号から第５号までの規定によりロゴマークを使用しようとする者は、日光市ブランドロゴマーク使用届（様式第１号）に当該使用に係る仕様等がわかる資料を添えて、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（遵守事項）

第６条　ロゴマークを使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

　(１)　別に定めるデザインマニュアルに従って使用すること。

　(２)　ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

　(３)　当該使用に係る物品等の完成見本（完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を速やかに市長に提出するものとする。

２　日光市市章の使用については、日光市市章使用取扱要領の定めのとおりとする。

　（使用料）

第７条　ロゴマークの使用料は、無料とする。

　（使用の差止め等）

第８条　市は、ロゴマークの使用に関し、第４条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止めることができる。

２　前項の使用の差止めについては、その理由を明記した日光市ブランドロゴマーク使用差止通知書（様式第２号）により通知する。

３　前項の規定により使用の差止めを通知された者は、当該届出に係るロゴマークの使用をしてはならない。

４　市は、使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

　（事故、苦情等の処理）

第９条　ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

　（管理）

第１０条　ロゴマークの管理は、企画総務部秘書広報課にて行う。

　（補則）

第１１条　この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に定める。

　附　則

　この要領は、令和３年９月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

日光市長　　様

住　所

　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号　　　　　　　　　　　）

日光市ブランドロゴマーク使用届

日光市ブランドロゴマークを下記により使用したいので届け出ます。

記

１　使用目的

２　使用概要

　　・使用対象物件（商品）等

　　・使用数量及び使用期間

　　・担当者連絡先

３　添付書類

　　・使用者（企業・団体・個人プロフィール等）の概要がわかる資料

　　　※パンフレット、履歴書等

　　・企画書、予算書、ロゴマーク使用イメージがわかる資料

　　・その他、日光市が必要と判断するもの

様式第２号（第８条関係）

　　年　　月　 日

　様

日光市長 　　　　　　　　　印

日光市ブランドロゴマーク使用差止通知書

　　年　　月　　日付けで届出のあった日光市ブランドロゴマークの使用については、次の理由により使用を差し止めます。

なお、この通知があった日以後、当該届出に係る日光市ブランドロゴマークの使用はできません。

理由